### 「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更案及び関係政省令の一部改正 に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

令和4年11月

#### 1. 概要

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更案及び関係政省令の一部改正について、以下のとおり意見の募集を行いました。

(1) 意見募集期間 令和4年9月5日(月)~令和4年10月4日(火)

(2)告知方法 e-Gov

(3) 意見提出方法 e-Gov 意見提出フォーム、郵送

#### 2. 意見提出状況

(1) 意見提出数 6件

環境団体等及びその構成員	3
その他	3
合計	6

#### (2) 意見数 15 通

※うち、本意見募集とは関係のない御意見が1通ありました。

#### 3. お寄せいただいた御意見及び対応

提出された御意見の概要及びこれに対する考え方は次ページ以降に示すとおりです。 なお、今回の意見募集とは関係のない御意見 (1通) は除いています。

#### ① 「自動車排出窒素酸化物質及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」に関する御意見

(意見数1)

番号.	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
1	・基本方針における施策の追加・修正は必要なく目標を維持・継続するこ	1	・総量削減基本方針は、対策地域において二酸化窒素及び浮遊
	とが適当であるとして、基本方針(案)では総量の削減に関する目標年		粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目的とし
	度の変更のみとしているが現状実施している施策と乖離が生じている。		て、当該物質の総量の削減に関する施策を定めるものです。
	カーボンニュートラルにおける電気自動車、充電設備普及などの施策を		「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」
	追加することや古びた施策を改めるなど、政府の方針や世界の動きと反		において、本目標はほぼ達成されたと評価されていることか
	しないよう施策の追加・修正が必要である。		ら、当該目標の達成に向けて新たな施策を追加する必要はな
			いと考えていますが御指摘いただいた電気自動車の導入等
			の各種施策については、各都府県の実情に応じて、総量削減
			計画において、追加することが可能となっております。

# ② 「自動車排出窒素酸化物質及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」及び「自動車から排出される窒素酸化物及び 粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」の双方に関する御意見 (意見数 6)

番号.	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方	
2	・答申で引き続き現行の施策を継続する必要があるということで、目標年	3	・愛知県及び三重県から、自動車から排出される窒素酸化	物及
	度を、 $2027$ (令和 $9$ )年 $3$ 月に変更することを歓迎する。しかし、今回		び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関す	る特
	のように地域指定解除の動きが再燃しないよう、国としても十分な指導		別措置法(以下、「法」という。)第6条第3項及び第8	条第
	をすべきである。		3項に基づく対策地域の指定の解除に係る申出は、これ	まで
	・愛知県では、まだまだ対策地域外から流入する非適合車の割合が高く		実施されておりません。	
	(愛知・三重圏:令和2年度 1.7%)、引き続目標達成に向けた努力が必		・そのうえで、環境省としては、法第6条第3項及び第8	条第
	要です。		3 項に基づく対策地域の指定の解除に係る申出があった	場合
	・そうした状況であるにも関わらず、愛知県、三重県は関係者の納得もな		には、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について	て(答
	いまま、地域指定解除の申出をしましたが、今後こうしたことが再燃し		申)」を踏まえて慎重に審査をしてまいります。	
	ないよう、答申 p13「対策地域の指定の解除の考え方」に基づき、①ス			
	テークホルダー(住民・事業者等)との調整、②大気環境状況及び自動			

	車使用状況の確認、③大気汚染対策・地球温暖化対策の双方に資する取		
	組の実施を踏まえて慎重に審査を行ってください。		
3	・答申で引き続き現行の施策を継続する必要があるということで、目標年	3	・世界保健機関(WHO)の大気環境に係るガイドライン
	度を、2027(令和9)年3月に変更することを歓迎する。この延長期間		「WHO global air quality guidelines AQG)」 については、
	中に WHO の大気環境に関するガイドライン(2021 年 9 月)の内容で		第 16 回中央環境審議会大気・騒音振動部会(令和 4 年 1 月
	現在の大気環境基準の見直しを科学的立場で行うべきである。		12日)において、環境省からその概要を報告し
			(https://www.env.go.jp/council/07air-noise/y070-
			16b/900426527.pdf)、委員より御意見をいただいたところ
			です。環境省としては、引き続き国内外における科学的知
			見の集積に努めるとともに、当該ガイドラインで採用され
			た知見や考え方を確認し、必要に応じて環境基準の再評価
			を検討してまいります。

③ 「自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令」及び「自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令」の双方に関する御意見 (意見数3)

番号.	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
4	・「自動車使用管理計画において定期の報告等を求める事項のうち、・・・	3	・「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」
	排出量の確認等の一部の項目について、・・・削除する。」p2 とあるが、		においては、「「平成 32 年度までに対策地域において二酸化
	この削除には反対する。少なくとも実績報告は残しておくべきである。		窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。」
	答申 p13「関係者の事務負担軽減の観点から・・・計画策定事務の合理		との総量削減基本方針の目標はほぼ達成され、また、将来予
	化を検討することが望ましい。」とあることを直ちに実行するのは間違		測によると、自動車単体対策の進捗等の総合的な成果により
	いである。関係者の事務負担軽減の観点から削除するという論理では法		大気環境は改善傾向にあると推計されている。」とされてお
	の精神を崩すことになる。また、残された項目がどの程度のものかを理		り、こうした状況を踏まえて自動車使用管理計画の合理化に
	解できるような説明が必要である。		ついて提言がなされているところです。
			・答申を踏まえ、今回の改正では、自動車使用管理計画の低公

	害車への代替やエコドライブの促進等の排出量の低減に資
	する項目を存置しつつ、事務負担の軽減を図ることとしてい
	ます。

## ④ その他の御意見(改正概要紙及び参考資料に関するもの)

(意見数4)

番号.	御意見の概要	意見数	御意見に対する考え方
5	・対策地域の解除の考え方として、改廃に係る申出要件を整理したこと、	1	・「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」
	及びその内容を追記すべきである。答申の「国においては、自動車 NOx・		については、令和4年2月10日から同年3月10日にかけ
	PM 法の第6条第3項及び第8条第3項に基づく、対策地域の指定の解		てパブリックコメントを実施し、取りまとめています。
	除に係る申出があった場合には、①~③の留意事項を踏まえて慎重に審		・環境省としては、法第6条第3項及び第8条第3項に基づ
	議を行う必要がある。」は、国の責務を明確にした重要な指摘である。		く対策地域の指定の解除に係る申出があった場合には、「今
	その内容を示し、パブリックコメントの対象とすべきである。		後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」を
			踏まえて慎重に審査をしてまいります。
6	・基本方針の目標はほぼ達成されたと評価された一方で、 引き続き	2	・御意見は参考にさせていただきます。
	現行の施策を継続する必要。基本方針における施策の追加・修正は必要		
	ない。自動車使用管理計画については、計画項目等の見直しを行うこと		
	が望ましい。とあり、現行の施策を継続するという答申であり歓迎する。		
7	・「基本方針における施策の追加・修正は必要なく、目標を維持・継続する	1	・「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」
	ことが適当である。」とした根拠を明らかにしてください。		の 5 章 (3)「総量削減基本方針に定める目標及び定める施
			策」に記載の通りです(以下、関係部分抜粋)。
			(3) 総量削減基本方針に定める目標及び定める施策
			大気環境は、常時監視測定局の安定的・継続的な達成、対
			策地域全体での面的評価の結果、おおむね環境基準を確保で
			きていると評価できる。排出ガス量について総量削減計画に
			おける基準 14 年度と目標年度である令和 2 年度を比較し

た場合、8 都府県全体で NOx は 59.9%、PM は 48.7%と大
きく削減されており、自動車単体対策をはじめとする現在取
り組んでいる各種施策が有効に機能しているといえる。ま
た、大気環境状況の将来予測においても、規制を継続した場
合と廃止された場合の双方ともに長期的に改善傾向にある
ことを踏まえると、今後新たな規制措置を追加的に設ける必
要はない。一方で、現状を悪化させない観点から、これまで
実施して来た施策のうち、効果が高いと考えられる自動車単
体対策を中心として、これまで実施して来た施策に継続して
取り組んでいく必要がある。
の追加・修正は必要なく、目標についても現状の目標を維持・
継続することが適当である。